



発行/日本労働組合総連合会  
長野県連合会  
発行人/小松 豊

〒380-8545 長野市県町532-3 労働会館3F TEL 026-234-1626 FAX 234-1349  
E-mail info@nagano.jtuc-rengo.jp http://www.rengo-nagano.jp/  
フェイスブック https://www.facebook.com/rengonagano/



## 職場にある男女格差についての意識変革に阿部知事も言及

～初の女性労使代表による阿部知事との政策懇談～

11月2日に長野県庁で初の女性労使による阿部知事との政策懇談を実施し、経営者協会からは、女性部会の堀越部会長とマキナリー副会長、連合長野からは男女平等参画推進委員会の村田副会長と曲淵執行委員、両組織の事務局が出席しました。

先般行った女性部会と男女平等参画推進委員会の意見交換会から出た意見をもとに、働く場での様々な格差や女性に偏りがちな育児・家事・介護の負担、性別役割分担意識の解消、アンコンシャス・バイアス、自己啓発や教育についての要望を伝えました。

知事からは、「働く女性にまつわる課題は多岐にわたり、いくつか視点を区切って考えていくことが重要。また、職場にある男女の差につい

ては、意識も変えていかなくてはならない。官民・労使が一緒にできる取り組みがあれば連携していきたい」と言葉をいただきました。

今後は、ロールモデルとなる女性の皆さんと知事との定期的な懇談や、育児・介護との両立や家事時間についてのアンケート調査分析、アンコンシャス・バイアスなど、公・労・使での具体的な取り組みに着手していくことを確認しました。

引き続き、連合長野は様々な団体との連携を通じて、男女ともに働きやすい職場環境づくりに向けて取り組んでいきます。

ロールモデルとなる女性達と

知事との定期的な懇談を確認



阿部知事との懇談の様子

# 現場の実態に合った対策を共に創り上げていく

## ～コロナ禍における働き方への影響と 課題に関する知事との意見交換～

11月8日に長野県庁でコロナ禍における働き方への影響と課題に関する知事との意見交換を行い、飲食業・運輸業・製造業・広告業の5名の代表者が、コロナ禍でのひっ迫した状況を知事に語りました。冒頭阿部知事からは、「コロナ禍での影響を受けた部分と、働き方改革から見た両面での意見交換をしたい」と挨拶がありました。根橋会長からは、「この2年間、命と健康、暮らしと雇用の危険にさらされ続けてきた。働く皆さんの使命感に支えられてきた2年間でもあった。業種や業態によって働く者への影響や課題は様々であるため、こうした意見交換を通じて現場の実態に合った対策を共に創り上げていきたい」と述べました。

飲食業代表の2人からは、「8割を超える減収となった。今後従事者の多くの退職による人材不足が懸念される。カスタマー・ハラスメントや誹謗中傷、風評被害の報告もあった。飲食業界も多岐にわたるが、ひとくくりでの営業制限はやめて欲しい」と話がありました。

運輸業代表からは、「貸し切りバスでの飲食の制限や、観光・出張制限により高速バスの客足が戻ってこない。2年間なんとかしのいできたが、ここにきて経営が厳しくなってきた。銀行からは固定費のカットが融資の条件であり、冬のボーナスも見送る

予定。乗務員の離職も目立ってきており、安心安全な運行への支障が懸念される」と訴えました。

製造業代表からは、「リモートワークで職場のコミュニケーションは上手く取れなくなった。感染警戒レベルも下がり宴会や食事などの機運が高まってきたが、企業内の制限はまだまた厳しい。県からの呼びかけが必要」と状況が語られた。

広告業代表からは、「広告業は派手なイメージだが、業務が多岐にわたり様々な人が携わっているため収益性は低い。従業員の離職により一人の従業員に対する負荷が大きくなった。この業界はイベント企画など個人事業主が多いが、相次ぐイベントの中止により収入が激減している。行政へのプロポーザルも収益を圧迫している」とひっ迫した状況を訴えました。



### 住まいの相談なら住宅生協へ

労福協・労金・全労済などの福祉事業団体は、勤労者の暮らしに対する不安を解消するためにワンストップ・サービスの実現を進めています。住宅生協も、その方針に基づき、《住まいのワンストップ・サービス》を確立し運動いたします。安心な住まいはまず相談から。

長野県労働者住宅生活協同組合

本部 長野県知事(10)2490号

TEL. 026-234-0283

F380-0838 長野市東町523 ろうきんビル7F jyusei@avis.ne.jp

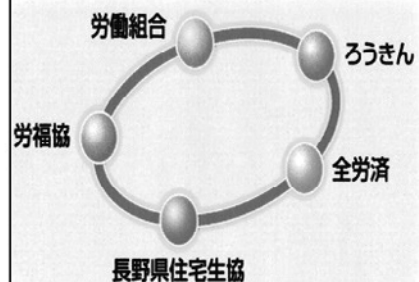
松本事務所  
〒390-0841 松本市港1丁目2-1  
TEL. 0263-88-5061

ホームページもご覧ください

長野県住宅生協

http://www.jyusei.jp

住宅生協は、労金・全労済と同じく  
非営利の福祉事業団体です。



阿部知事からは、「非正規の方も含めもう少し話をしたい。県庁でなくても私から出向いてもよい」。「ある程度認識していた部分もあるが、配慮が足りない部分が多かった」。また、「ワクチン接種による安心感を高め、仮に警戒レベルが上がっても、営業時間短縮など、今までとは違う対応を検討していきたい」と述べました。バスの運行に関しては、「公共交通は、行政がもう少し関与するべきと思っている。人口減少の中でコロナの影響だけではない。目先の事業者支援だけに留めておくべきではない」と話がありました。企業による宴会などの制限については、「ワクチン接種が進んでいることもあり、県内企業には行政から呼びかけていきたい」と述べました。広告業に関しては、「個人事業主に対する行政からの支援の方法については、一緒に考えていただきたい」。

どこで線引きするかが難しいが、公平性と本当に苦勞されている方を支援できることが重要」と述べられ、予定時間より15分も延長した中身の濃い意見交換となりました。

今後も連合長野は、コロナ禍での現場労働者の声を行政に届けて行きます。



## 税金を控除される項目はありますか？ 確定申告で還付されるかもしれません！

## 「確定申告相談会」

### 《2022年》税理士による各地区「確定申告相談会」の日程

地区名	相談会日時	申込締切	会場(当日の連絡先電話番号)	地協電話番号 FAX番号
高水 長野	2/5 (土) 9:30 ~	1/26 (水)	長野市イーゴ生涯学習センター 3F (事務局080-1188-7456)	026-234-2656 234-2767
松本 大北	1/29 (土) 9:30 ~	1/21 (金)	松本市勤労者福祉センター 2F 2-2会議室 (0263-35-6286)	0263-34-6700 35-0505
上小 佐久	2/19 (土) 9:00 ~	2/10 (木)	上田市勤福センター 1F 上小地協事務所 (0268-25-0500)	0268-25-0500 75-8500
上伊那 木曾	2/19 (土) 10:00 ~	2/ 4 (金)	伊那北地域活性化センター 「きたっせ」 (0265-72-3815)	0265-78-0003 78-0132
飯田 下伊那	2/20 (日) 10:00 ~ 13:00 ~	2/ 4 (金)	飯田労働会館2F会議室 (0265-24-0030)	0265-24-0030 22-4091

- 相談内容については、医療費・雑損・寄付金控除と住宅借入金等特別控除のみとさせていただきます。
- 「確定申告相談会」では、申告書の作成をお手伝いします。申告書作成に必要な『源泉徴収票』・『医療費の領収証・資料』などを必ずご持参願います。また、『マイナンバー』の記入が必要になりますので、マイナンバーカードか通知カードを持参して下さい。

カーライフを応援する、頼れる補償

# マイカー共済

自動車総合補償共済

安心をまとめたら、こんなプランになりました!

ご相談ください!  
見積実施中!

こくみん共済 NEWS

# こくみん共済

全国労働者共済生活協同組合連合会 coop

**安心の補償内容**

おすすめ安心タイプ

あなたをがっちり守る!  
**人身傷害補償**  
最高5,000万円

対人賠償 対物賠償 無制限

**安心の事故対応サービス**

- 休日・夜間を問わず、24時間365日緊急受付
- 事故交渉サービス付き(対人・対物賠償事故に限ります)

**安心のサポート体制**

- マイカー共済ロードサービス
  - 自走不能な場合のレッカーけん引
  - 30分以内にて到着可能な30分以内の路上クイックサービス
- 燃料切れの時のガソリンまたは軽油お助けサービス
- 車検・修理・点検は全国ネットのこくみん共済 coop 指定整備工場で!

●ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「リーフレット」に契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)を必ずご確認ください。

自賠責共済とあわせてのご加入をおすすめします。

〒380-8710  
長野市立町 978-2  
☎026-235-6139



●こんな場合は、確定申告を！

<p><b>通院・入院</b></p>	<p>○本人や生計を同一にする配偶者・親族の1年間に払った医療費から、高額療養費や保険金などの補てん金を差し引いた額が10万円(総所得200万円未満は総所得金額の5%)を超えている場合、「医療費控除」の還付請求を行えます。</p>
<p><b>住宅の購入・改修</b></p>	<p>○今年中に住宅ローンで住宅を取得した場合。 ○省エネ・バリアフリー・耐震の改修をした場合。 ○買い替えなどで住宅を売却して損が出た場合や、売却益ではローンを完済できない場合、確定申告で控除を受けることができます。</p>
<p><b>退職</b></p>	<p>○年の途中で退職した後、再就職せず、年末調整をしていない場合。 ○退職金にかかる税金は、退職時に源泉徴収されますが、ケースによっては、確定申告をすることで税金が還付される場合があります。</p>
<p><b>寄付</b></p>	<p>○国、地方公共団体、日本赤十字社・ユニセフなどの特定公益法人に2,000円を超える寄付をした場合、「寄付金控除」の還付請求を行えます。 ○政党等や認定NPO法人、公益社団法人、社会福祉法人に対する寄付は、「寄付金控除」か「税額控除」のいずれかを選択できます。</p>
<p><b>災害・盗難</b></p>	<p>○自然災害や火事・盗難・横領などによって、生活に通常必要な資産に損害を受けた場合には、「雑損控除」の還付請求を行えます。</p>
<p><b>その他</b></p>	<p>○年末調整の書類を出した後、年内に子供が生まれた場合。 ○転居費や研修費、資格取得費などの年間支出額合計が給与所得控除額の1/2を超える場合。</p>

正しい納税をして、払いすぎた税金は取り戻しましょう!!





**長野ろうきん**  
**70周年 Thanks**  
—そしてこれから—  
2021年11月1日(月) ~ 2022年1月31日(月)

長野ろうきん  
70周年 Thanks の  
詳細はこちら

